

■■ 今月の主な内容 ■■

- 労働条件実態調査結果の概要
- テレワーク環境整備補助金の創設
- 令和4年度(前期)職業訓練生募集
- 障害者の職業訓練受託企業等募集
- 鹿児島県の労働相談窓口
- 優秀技能者知事表彰候補者募集
- 新型コロナウイルス関連事業継続支援資金
- コロナ禍外国人材受入支援事業費補助金
- 労働局からのお知らせ
- 産業保険総合支援センターからのお知らせ
- 県労働委員会からのお知らせ

2022.4月号
～ふるさとの人材がふるさとで活躍できるように～

令和3年度労働条件実態調査結果の概要（基本調査）

この調査は、常用労働者5人以上の県内1,000事業所を対象に、令和3年9月30日現在で実施しました。(有効回答率58.7%)
4月号では、基本調査(毎年調査する項目)、付帯調査(3年ごとに調査する項目)、6月号では特別調査の結果の概要を紹介しします。

1 週所定労働時間

(就業規則で定められた、休み時間を除く1週間あたりの労働時間)
◇ 40時間以下 . . . 94.5%

2 週休制度

◇ 週休2日制(完全、月3回、隔週、月2回等)を実施 . . . 80.4%

3 年次有給休暇

- ◇ 1人当たり年平均付与日数(繰越分除く) . . . 12.5日
- ◇ 1人当たり平均取得日数 . . . 6.8日
- ◇ 取得率(取得日数÷付与日数) . . . 54.7%

4 育児休業制度

- ◇ 正規労働者における育児休業取得率…女性：93.1%、男性：17.7%
(「育児休業取得率」＝「取得者数」÷「対象者数」)
- ◇ 育児休業以外の育児支援のための措置を実施している . . . 85.1%

(図2「育児休業以外の育児支援のための措置」参照)

5 介護休業制度

- ◇ 介護休業以外で介護支援のための措置を実施している . . . 77.6%
- <措置内容>
 - ① 短時間勤務制度…87.1%
 - ② 始業・終業時間の繰上・繰下…51.0%
 - ③ フレックスタイム制…12.9%

6 次世代育成支援対策

- ◇ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している . . . 37.4%

7 ワーク・ライフ・バランス

- ◇ ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる . . . 50.5%

8 テレワーク

- ◇ テレワークを実施した . . . 18.2%

図1 年次有給休暇取得促進の取組内容
(複数回答。「取り組んでいる」事業所数を100%とした場合)

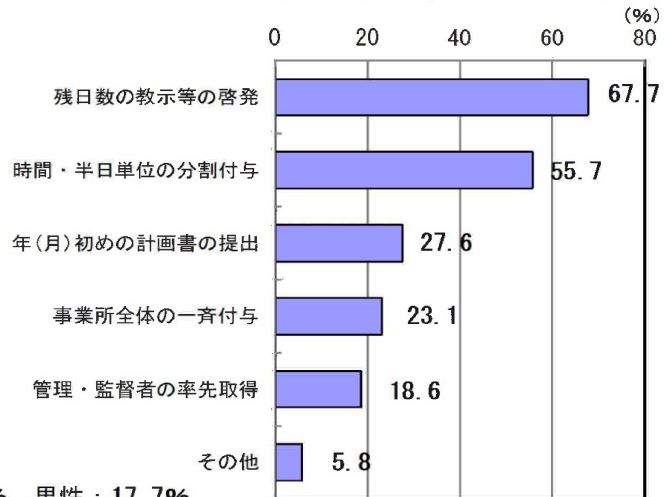
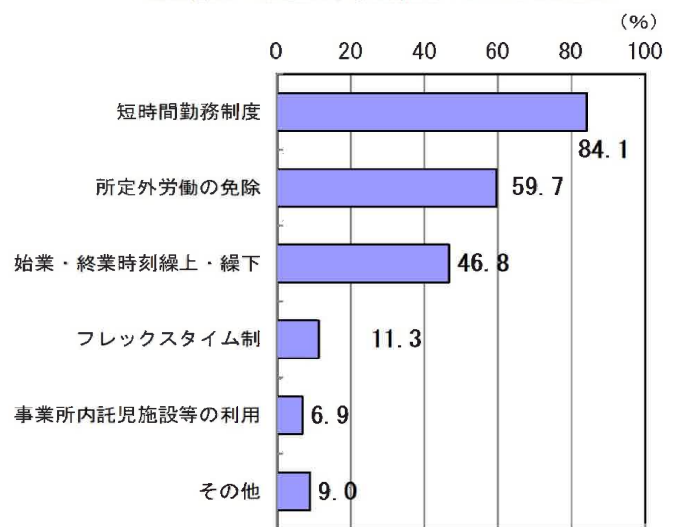


図2 育児休業以外の育児支援のための措置
(複数回答。「措置あり」事業所数を100%とした場合)



【問合せ先】

県庁雇用労政課 労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】

県政情報>統計情報>分野別統計一覧>賃金・労働>労働条件実態調査

令和3年度労働条件実態調査結果の概要（付帯調査）

1 メンタルヘルスの取組状況

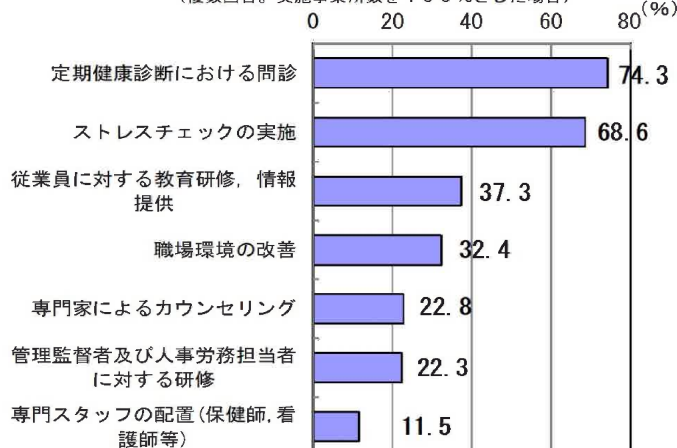
- ◇ メンタルヘルスに取り組んでいる・・・70.3%
（図「メンタルヘルスの取組内容」参照）

2 有期契約労働者の無期転換

- ◇ 有期契約労働者を雇用している・・・61.0%
- ◇ 無期転換ルールへの対応状況
 - ・通算5年を超え、申込がされた段階で無期契約に転換・・・51.4%
 - ・適性を見ながら、5年を超える前に無期契約に切換・・・20.3%
 - ・対応方針は未定・分からない・・・20.0%
 - ・有期契約期間は更新を含め5年以内・・・8.3%

図 メンタルヘルスの取組内容

（複数回答。実施事業所数を100%とした場合）



【問合せ先】 県庁雇用労政課 労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 県政情報＞統計情報＞分野別統計一覧＞賃金・労働＞労働条件実態調査

テレワーク環境整備補助金を創設しました

ウィズコロナ・アフターコロナにおいて、テレワークの更なる導入を図り、多様な働き方を推進するため、「テレワーク環境整備補助金」を創設しました。

国の「人材確保等支援助成金（テレワークコース／機器等導入助成）」（以下、国助成金）を活用してテレワークの環境整備を行う県内企業に対し、必要な費用について県が上乗せ補助を行います。

補助率

国対象経費の20%以内

※国助成と合わせて、最大80%が助成・補助対象

上限額は65万円

補助対象

鹿児島労働局長から国助成金の支給決定通知を受けている企業

県補助金の申請期間

申請期間は決まり次第、県HPにてお知らせいたします。

助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等の導入・運用
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

申請には、鹿児島労働局長から国助成金の支給決定通知を受ける必要があります。国助成金の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

本助成金の詳細については、以下の県ホームページに掲載しています。テレワーク環境を整備する際に、ぜひ御活用ください。

【問合せ先】 県庁雇用労政課 労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞助成金＞テレワーク環境整備補助金を御活用ください

ハロートレーニング ～急がば学べ～ 令和4年度(前期)職業訓練生を募集

県では、**離転職者の皆さん**に、再就職のための技能・技術を身につけていただく職業訓練を、民間教育訓練機関等へ委託して実施しています。受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への**求職申込が必要**です。

今年度から、プログラム言語【PHP】の習得を目指す「ITプログラマー養成科」を新設しました。
ご興味のある方はぜひ応募してください。

◆講義のほかに企業で1か月間の職場実習を行う訓練コース【訓練期間：4～5か月】

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	訓練 開始日	担当校
IT広告デザイン科 (5か月) ※新卒者を優先	鹿児島市	24	5/25	始良

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	訓練 開始日	担当校
IT広告デザイン科 (5か月)	鹿児島市	24	7/14	始良
	鹿児島市	24	9/1	始良

◆講義のみを行う訓練コース【訓練期間：3か月又は6か月】

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	託児 定員	訓練 開始日	担当校
介護・福祉科 【実務者研修】(6か月)	霧島市	24	—	9/6	始良
	鹿児島市	24	10	6/28	吹上
	薩摩川内市	24	5	7/22	宮之城
介護職員実務者研修科 (6か月)	鹿屋市	20	—	6/23	鹿屋
介護職員養成科 (3か月)	鹿屋市	20	—	7/5	鹿屋
介護・福祉科 【初任者研修】(3か月)	出水市	20	—	6/10	宮之城
パソコンも学べる介護福祉科	鹿児島市	20	—	7/12	始良
ショップマネジメント科 (3か月)	鹿児島市	24	—	8/2	吹上
ファッションビジネス科 (6か月)	鹿児島市	10	—	8/25	吹上
スポーツ・介護ビジネス科 (6か月)	鹿児島市	15	—	7/26	吹上
ITプログラマー養成科 (6か月)	鹿児島市	20	—	5/20	始良
建設CAD実践科	鹿児島市	20	—	6/14	吹上
農業人材育成科 (6か月)	曾於市	20	—	6/10	鹿屋
ビジネス実務科 ※ (3か月)	鹿児島市	24 (10)	15	6/9	吹上

訓練コース名 (訓練期間)	実施場所	定員 (人)	託児 定員	訓練 開始日	担当校
パソコン・基礎科 (3か月)	薩摩川内市	24	—	6/1	宮之城
	西之表市	16	—	6/21	宮之城
	霧島市	24	—	6/3	始良
	日置市	22	—	6/27	宮之城
	鹿児島市	24	—	6/10	始良
	出水市	22	—	7/7	宮之城
	薩摩川内市	24	—	7/14	宮之城
	枕崎市	24	—	9/15	吹上
	鹿児島市	24	10	9/13	始良
	薩摩川内市	24	—	9/6	宮之城
南さつま市	24	—	7/13	吹上	
パソコン・簿記初級科 (3か月)	霧島市	24	—	9/27	始良
ITビジネス科 【WEB活用】(3か月)	垂水市	20	—	5/24	鹿屋
	志布志市	24	—	9/21	鹿屋
総合ビジネス科(3か月)	志布志市	20	—	5/27	鹿屋
	鹿屋市	20	—	7/20	鹿屋
	垂水市	20	—	9/28	鹿屋
ITビジネス科 【総合コース】(6か月)	鹿児島市	24	—	5/26	始良
	鹿児島市	24	—	7/28	始良
ITビジネス科 【会計事務】(3か月)	鹿屋市	20	—	6/17	鹿屋
医療事務科(3か月)	薩摩川内市	20	—	6/14	宮之城
	霧島市	20	—	6/29	始良
	鹿屋市	20	—	6/3	鹿屋
	鹿児島市	24	10	9/1	吹上

※ 「ビジネス実務科」について、定員のうち()内の人数は母子家庭の母等の方を対象に募集します。対象の方については、3か月の訓練の前に5日間の準備講習があります。

※ 訓練内容等については、担当の高等技術専門学校にお問い合わせください。

【問合せ先】 吹上高等技術専門学校 ☎099-296-2050 宮之城高等技術専門学校 ☎0996-53-0207
始良高等技術専門学校 ☎0995-65-2247 鹿屋高等技術専門学校 ☎0994-44-8674
【県HP】 産業・労働>雇用・労働>職業能力開発>令和4年度(前期)委託訓練の御案内

障害者の就業に向けた職業訓練の受託企業等募集

国立県営鹿児島障害者職業能力開発校では、障害者の就業促進を図るため、事業所の現場において実践的な業務を訓練する事業主委託訓練の受託企業等を募集しています。

訓練に際しては、訓練現場においてきめ細やかな助言を行う障害者職業訓練コーディネーター等を派遣することができますので、安心して訓練を実施できます。

【問合せ先】 鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206
県庁雇用労政課公共訓練係 ☎099-286-3021

鹿児島県の労働相談窓口

令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられます。成年に達すると自分の意思で様々な契約等ができるようになります。

働く際には労働契約や賃金、休暇等のルールについてよく確認しましょう。



県では、働く上でのさまざまな疑問やトラブルに関する労働相談をお受けしています。

詳しくは、[県ホームページ「労働相談はこちらへ」](#)をご覧ください。

<鹿児島県労働相談窓口>

専用電話 ☎099-286-3188 (平日9時~17時)

優秀技能者知事表彰 被表彰候補者の募集について

県では、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的に優秀技能者の表彰を行っています。

今年度の優秀技能者表彰の被表彰候補者について、各産業団体等からの推薦を令和4年6月3日（金）まで募集しています。

優秀技能者

表彰の対象者は、県内在住で、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 技能の程度が極めて優れ、県下を通じて高く評価されていること
- ② 令和4年11月1日現在において、現役の技能労働者として従事している者
- ③ 後進技能者の指導育成に寄与し、技能に関する工夫・改善等によって生産性の向上に尽くした者
- ④ 勤務成績・日常生活等において、他の技能者の模範と認められる者

【問合せ先】県庁雇用労政課民間訓練係 ☎099-286-3021

新型コロナウイルス関連事業継続支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来しているものとして、次の要件のいずれかに該当し、かつ、金融機関からの継続的な伴走型の支援を受ける中小企業者が利用できる県の融資制度です。

○融資対象者

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること
- (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、次のいずれかに該当すること
 - ① 売上高等減少率が15%以上であること
 - ② 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
- (3) 次のいずれかに該当すること
 - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること
 - ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

- 融資限度額 運転資金・設備資金 6,000万円
- 融資期間 10年以内（据置5年以内）
- 融資利率 年1.4%～年1.9%
- 取扱期間 令和5年3月31日までの保証申込受付分
- 申込・相談先 お取引のある又は最寄りの金融機関

【取扱金融機関】

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島医師信用組合、奄美信用組合の各本・支店
 商工中金、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行の各県内営業店

【問合せ先】県庁中小企業支援課金融係 ☎099-286-2946

【県HP】 産業・労働＞商工業＞融資＞新着情報＞県中小企業融資制度改正内容及び利子補助のご案内

コロナ禍における外国人材受入支援事業費補助金

事業目的

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後一定期間の待機など、外国人技能実習生等を受け入れるに当たって、受入事業者が追加的に負担する経費を支援します。

補助事業者

外国人材を鹿児島県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者

【対象となる外国人材の在留資格】

「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(※)」

※「特定活動」は別に定めるものに限る。

補助対象経費・補助金額

次に掲げる経費のうち、基準日(※)が令和4年1月8日(土)～令和5年2月28日(火)であり、かつ令和5年2月28日(火)までに補助事業者において支払いがなされたもの(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

(※)基準日…以下の表に定める「入国分」については、補助対象となる外国人材の入国後の待機期間が完了した日。

「帰国分」については、補助対象となる外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査の最後の検査が終了した日。

入国分	外国人材が日本への入国後一定期間要請される (1) 待機に係る宿泊費 (2) 公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費(車両借上費、燃料費、有料道路通行料金) ※待機施設まで公共交通機関を使用する際の国内移動費は対象外	(1): 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち車両借上費、有料道路通行料金: 補助対象経費の4/5以内 (2)のうち燃料費: 空港ごとの定額(別に定める空港以外の場合は、最短距離(km)×20円×4/5) ((1)及び(2)の合計が1人当たり上限10万円)
帰国分	外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費 ※入国後の自主検査は対象外	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限3万円)

上記、入国分及び帰国分を合わせて1事業者当たり上限100万円とします(千円未満切り捨て)。

※ 国、市町村等による他の補助金を申請した補助対象経費は補助対象外です。

※ 要請された待機期間が7日間の場合は、入国日を0(ゼロ)日目として、入国の次の日から起算して8泊9日分が補助対象となります。

国からの要請にもとづかない自主的な待機等の経費は、補助の対象外となります。申請に当たっては、厚生労働省や外務省、外国人技能実習機構のホームページ等で、最新の水際対策の内容をご確認ください。

申請期間

基準日から2か月後の日(閉庁日にあたる場合はその直後の開庁日)又は令和5年2月28日(火)のいずれか早い日まで

※ 本事業は執行管理の観点から、申請事業者における入国後の事務処理及び郵送に係る期間を考慮した上で、申請期限を設定しています。入国時期等によっては申請期間が短い場合もありますがご了承ください。

申請書等の入手方法

申請書の様式及び申請要領は、鹿児島県のホームページに掲載しています。

「鹿児島県 外国人材受入支援 補助金」で検索してください。

申請先及びお問合せ先

鹿児島県 外国人材政策推進室 補助金申請窓口

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-3320(直通) 受付時間 9時～17時(土日祝・年末年始除く)

鹿児島労働局からのお知らせ

鹿児島県の最低賃金

みんなチェック！最低賃金。

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	821円	令和3年10月2日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	842円	令和3年12月17日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車(新車)小売業	872円	令和3年12月16日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	821円	左記の最低賃金は、令和3年度は改正がありませんでした。 このため、令和3年10月2日から鹿児島県最低賃金821円以上の支払いが必要となります。	

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する
お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されました！

令和4年
4月1日より

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の種類

代表的な言動の6つの類型

1 身体的な攻撃 ※暴行・傷害
2 精神的な攻撃 ※脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
3 人間関係からの切り離し ※隔離・仲間外し・無視
4 過大な要求 ※業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害
5 過小な要求 ※業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
6 個の侵害 ※私的なことに過度に立ち入ること

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

事業主の皆さまへ

令和4年4月1日変更分のみ記載

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（出生時育休）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現行

（育児休業の場合）

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い
（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は
労使協定の締結により除外可）
- ※※育児休業給付についても同様に緩和

鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

さんぽセンターって、どんなところ？

産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して
産業保健に関する研修や専門的な相談対応などの支援を行う
働く人の健康管理のための公的機関です



さんぽセンターのサービス内容

労働者の健康管理に携わる皆さんを、下記のサービスで支援します。

専門的 相談対応

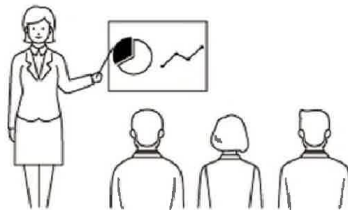
産業医学、労働衛生学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、電話、メール、窓口などご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。



専門的 研修等

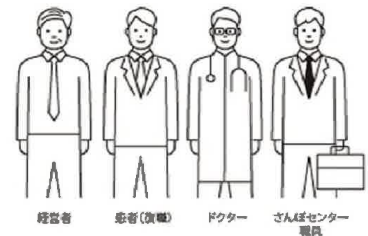
産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールはさんぽセンターホームページでご確認ください。

※研修参加には事前の申込みが必要です。



治療と仕事の 両立支援

専門スタッフ（社労士、保健師等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業との個別調整支援などを行なっています。



個別訪問支援による メンタルヘルス 対策

専門スタッフ（産業カウンセラー、社労士、保健師等）が事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行なっています。



事業主・労働者に対する セミナー

事業主を対象とした、職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナーや、労働者を対象とした、労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナーを実施しています。



働く人の 健康管理に関する 情報提供

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。また、専門図書の出借等も行なっています。

※メールマガジン登録は、さんぽセンターホームページをご覧ください。



提供するサービスは全て「無料」です。お気軽にご相談ください！

詳しくはHPをご覧ください ▶▶▶

鹿児島産保

検索

【問い合わせ先】



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター (☎ 099-252-8002)

電話でも相談できます！

定期相談会を毎月開催中！

令和4年度

県労働委員会委員による 「労使間のトラブルに関する相談会」

職場のトラブルで悩んでいませんか？

あなたの労働に関するトラブルの解決方法について、知識や経験が豊富な県労働委員会委員【大学教授・弁護士、労働組合役員、会社経営者】が相談に応じます。

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

と き

毎月第4火曜日（原則）
12月は20日（第3火曜日）
午後2時30分～午後5時
（受付：午後4時30分まで）

と ころ

県庁15階 労働委員会
（鹿児島市鴨池新町10-1）

- * 事前申込みは不要ですが、お待たせしないために、事前予約をお勧めします。
- * 来庁できない方は、電話相談もできます。（相談専用ダイヤル：099-286-3943）

相談事例



労働者、事業主のどちらでも
お気軽に御相談ください。



スマホ・携帯電話サイト



ご存じですか？労働委員会 ～ 雇用のトラブル まず相談～

《 問合せ先 》

鹿児島県労働委員会事務局

鹿児島市鴨池新町10-1 県庁15階 相談専用ダイヤル:099(286)3943

*問い合わせは、平日の8時30分から17時15分まで（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面談による相談を中止又は相談会自体を中止する場合がありますので、事前にお問い合わせください。